

【翻訳】

データへのアクセス及びその共有を増大することに関する OECD の理事会の勧告 (2021 年) (2・完)

松宮 広和

情報法研究室

[COMMENT] OECD Recommendation of the Council on Enhancing Access to and Sharing of Data, OECD/LEGAL/0463 (rel. Oct. 6, 2021) (2)

Hirokazu MATSUMIYA

Information, Law and Technology

Abstract

On October 6, 2021, the OECD Council adopted the Recommendation on Enhancing Access to and Sharing of Data (EASD), OECD/LEGAL/0463 on the proposal of the Committee on Digital Economy Policy (CDEP), the Committee for Scientific and Technological Policy (CSTP), and the Public Governance Committee (PGC). All of the 37 OECD Member countries and Brazil, one of the OECD's Key Partners, adhered to this Recommendation. The objective of the Recommendation is "to set out general principles and policy guidance on how governments can maximise the benefits of enhancing data access and sharing arrangements while protecting individuals' and organisations' rights and taking into account other legitimate interests and objectives." The core idea of the Recommendation demonstrated its utility during the 2019 COVID-19 global pandemic. Western developed countries including OECD Members should further cooperate and proceed to: (1) foster data-driven scientific discovery and innovations, and protect the data created throughout the data value cycle, and (2) address and solve the problems caused by the asymmetry of regulations between the "Western Cyber-Space," *i.e.* the free Internet, and the "Cyber-Space of the Authoritarian Regimes."

目次

[解説]

[資料]

「データへのアクセス及びその共有を増大することに関するOECDの理事会の勧告」	
「背景情報」(='Background Information')	
「データ・ガバナンス」(='Data Governance')、 「データ・アクセス」(='Data Access')	
及び「共有」(='Sharing')に関するOECDの仕事	
当該勧告を発展させるためのある「協力的な」(='co-operative')、かつ、「包含的な」(='inclusive')過程	
「当該文書の範囲」(='Scope of the instrument')	
「次の段階/ステップ」(='Next steps')	
COVID-19(の)対応及び復興への関連(性)	(以上、(1) 本巻127頁以下)
(勧告本体)	
OECDについて	
OECD(の)法的文書	(以上、(2・完) 本巻151頁以下)

本稿(1)(本巻 127 頁以下)より続く。

[資料] (続き)

当該理事会は、

1960年12月14日の「経済協力開発機構に関する当該条約」(='the Convention on the Organisation for Economic Co-operation and Development')の第5条b)を考慮して;

「国際投資及び多国籍企業に関する当該宣言」(='the Declaration on International Investment and Multinational Enterprises') [[OECD/LEGAL/0144](#)];

「プライバシーの当該保護及び「個人データ/パーソナル・データ」(='personal data')の「越境の/国境を越えた」(='transborder')「流れ」(='flow(s))を管理する「指針/ガイドライン」(='guideline(s))に関する当該理事会の当該勧告」(='the Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data') [[OECD/LEGAL/0188](#)];

「科学及び技術における国際的な協力のための原則のある一般的枠組みに関する当該理事会の当該勧告」(='the Recommendation of the Council concerning a General Framework of Principles for International Co-operation in Science and Technology') [[OECD/LEGAL/0237](#)];

「企業を含む国際的な技術協力を容易にするための原則に関する当該理事会の当該勧告」(='the Recommendation of the Council concerning Principles for Facilitating International Technology Co-operation Involving Enterprises') [[OECD/LEGAL/0282](#)];

「「暗号(化)技術/暗号書記[解読]法/暗号法」(='cryptography')政策のための「指針/ガイドライン」(='guideline(s))に関する当該理事会の当該勧告」(='the Recommendation of the Council concerning Guidelines for Cryptography Policy') [[OECD/LEGAL/0289](#)];

「公的資金からの研究データへのアクセスに関する当該勧告」(='the Recommendation concerning Access to Research Data from Public Funding') [[OECD/LEGAL/0347](#)];

「公共部門(の)情報への増大されるアクセス及びより効率的な利用のための当該勧告」(='the Recommendation for Enhanced Access and More Effective Use of Public Sector Information') [[OECD/LEGAL/0362](#)];

「ヒト(の)「バイオバンク」(='biobank(s)'及び遺伝子(の)研究データベースに関する当該理事会の当該勧告」(='the Recommendation of the Council on Human Biobanks and Genetic Research Databases') [[OECD/LEGAL/0375](#)];

「インターネット(の)政策立案のための原則に関する当該理事会の当該勧告」(='the Recommendation of the Council on Principles for Internet Policy Making') [[OECD/LEGAL/0387](#)];

「規制上の政策及び「統治/運営/管理/ガバナンス」(='governance')に関する当該理事会の当該勧告」(='the Recommendation of the Council on Regulatory Policy and Governance') [[OECD/LEGAL/0390](#)];

「デジタル政府戦略/デジタル・ガバメント戦略に関する当該勧告」(='the Recommendation on Digital Government Strategies') [[OECD/LEGAL/0406](#)];

「予算の「統治/運営/管理/ガバナンス」(='governance')に関する当該理事会の当該勧告」(='the Recommendation of the Council on Budgetary Governance') [[OECD/LEGAL/0410](#)];

「経済的及び社会的繁栄のためのデジタル・セキュリティ・リスク(の)管理/デジタル・セキュリティ・リスク・マネージメントに関する当該理事会の当該勧告」(='the Recommendation of the Council on Digital Security Risk Management for Economic and Social Prosperity') [[OECD/LEGAL/0415](#)];

「健康データ(の)統治/運営/管理/ガバナンスに関する当該勧告」(='the Recommendation on Health Data Governance') [[OECD/LEGAL/0433](#)];

「公的「誠実性/完全性/インテグリティ」(='integrity')に関する当該理事会の当該勧告」(='the Recommendation of the Council on Public Integrity') [[OECD/LEGAL/0435](#)];

「「オープン政府/オープン・ガバメント」(='open government')に関する当該理事会の当該勧告」(='the Recommendation of the Council on Open Government') [[OECD/LEGAL/0438](#)];

「人工知能に関する当該理事会の当該勧告」(='the Recommendation of the Council on Artificial Intelligence') [OECD/LEGAL/0449]; 並びに

「公共部門(の)革新/イノベーションに関する当該宣言」(='the Declaration on Public Sector Innovation') [OECD/LEGAL/0450]を考慮して;

「人工知能」(='Artificial Intelligence'/以下「AI」)及び「物のインターネット/インターネット・オブ・シングス」(='Internet of Things'/以下「IoT」)を含む「データ駆動型(の)」(='data-driven')「革新/イノベーション」(='innovations')の当該重要性、「公共」(='public')及び「民間」(='private')(の)「組織/機関/団体」(='organisation(s)')の両方の、並びに「個人」(='individual(s)')の側の(もの)を含む、社会に渡る/中のデータのための当該増大する需要、並びにデジタル(の)「形式/方法/フォーマット」(='format(s)')において、それが、増大的に保存される状況で、データを、「収集する」(='collect')、「アクセスする」(='access')、「共有する」(='share')、並びに「利用する」(='use')ための当該増大される能力を認めて;

「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')は、当該「民間部門」(='private sector(s)')及び「公共部門」(='public sector(s)')に渡って/中に、「地球的に/世界的に」(='globally')、「データ駆動型の科学的発見」(='datadriven scientific discovery')及び「革新/イノベーション」(='innovations')を「育成する」(='foster')目的で、新たな及び既存の「データの源/データ・ソース」(='data source(s)')の「協力/コラボレーション」(='collaboration(s)')及び「動力化/利用」(='harnessing')を容易にすることによって、以下を助ける: 当該「COVID-19危機」(='the COVID-19 crisis')の様な「地球的な/世界的な」(='global')「緊急事態」(='emergency(-ies)')を含む「経済的な」(='economic')、「社会的な」(='societal')及び「環境(の)」(='environmental')「課題/難問/難題」(='challenge(s)')を解決すること; 「持続可能な成長」(='sustainable growth')を加速させること; 社会の「福祉」(='welfare')及び「幸福/福利」(='well-being')を、増大すること; 「証拠に基づく政策立案/エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング」(='Evidence-Based Policy Making'/以下「EBPM」)及び「公的サービスの(の)設計及び提供」(='public service design and delivery')を、発展させること; 社会全体に渡って/中に、「透明性」(='transparency')、「説明責任」(='accountability')、及び「信頼」(='trust')を、増大すること; 並びに「企業」(='enterprise(s)')、「労働者」(='worker(s)')、「市民」(='citizen(s)')、及び「消費者」(='consumer(s)')を含む、デジタルの「商品」(='good(s)')及び「役務」(='service(s)')の「利用者/ユーザー」(='user(s)')に力を与えること; («データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')が、これらを含む、ある多岐に渡る利益を、生み出し得ること、を認めて;

「潜在的な」(='potential')「守秘義務関係破壊又はプライバシー(の)侵害」(='breaches of confidentiality or privacy')、個人若しくは「社会集団」(='social group(s)')に対する「有害な」(='harmful')「予断/偏見/バイアス」(='bias')及び「差別」(='discrimination')を含む「非倫理的な」(='unethical')データの利用、又は「企業秘密/営業秘密/トレード・シークレット」(='trade secret(s)')及び他の「知的財産権」(='intellectual property

right(s))、又は「国家安全保障」(='national security')上の利益を含む、個人の「誠実性/完全性/インテグリティ」(='integrity')から商業上の利益に至る他の「合法的な/正当な/適法な」(='legitimate')「私的な」(='private')又は「公的な」(='public')「利益」(='interest(s))の当該違反の様な「危険/リスク」(='risk(s))に対する「信頼性」(='trustworthiness')及び「安全装置/セーフガード」(='safeguard(s))を育成するための当該必要を認めて;

「政策措置」(='policy measure(s))は、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')が、「信頼可能な」(='trustworthy')ものであり、特定の「公の政策」(='public policy')及び「社会的な目標」(='societal objective(s))に対応し、適切であり、かつ、公共部門(の)情報へのアクセスする当該権利を含む「倫理」(='ethics')、「法の支配」(='rule of law')、「人権」(='human right(s))、プライバシー、及び自由の保護に基づく場合には、そして、個人及び「共同体/地域社会/コミュニティー」(='community(-ies))が、それらに関するデータに関する判断の当該中心に存在し、当該「民間」(='private')又は「公共」(='public')「部門」(='sector(s))によって、「アクセスされ」(='accessed')、「共有され」(='shared')、又は「利用される」(='used')場合には、ある環境を促進することを狙うべきであること、を認めて;

データ(の)「創出」(='creating')、「収集」(='collecting')、「保存」(='storing')、「数多くの情報源から(の)収集/整理/要約/公開[共有]」(='curating')、「豊かなものとする」(='enriching')、「削除」(='deleting')、「(それ)へのアクセスの提供」(='providing access to')、及び「共有」(='sharing')と同様に、データの利用及び当該関連する「危険/リスク」(='risk(s))の管理を含むデータ(の)「管理/運営」(='management')は、長期に渡って、「かなりの/相当の/十分な」(='substantial')投資を要求し得るし、複数の当事者からの、「アルゴリズム」(='algorithm(s))、「ソフトウェア」(='software')、「ハードウェア」(='hardware')、及び他の「基礎的/基本的」(='foundational')「社会基盤施設/インフラストラクチャー」(='infrastructure(s))を含む、ある多岐に渡る「補完的な」(='complementary')デジタル(の)「資源」(='resource(s))を含み得ること、を認めて;

全ての「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s))の間の協力及び「信頼」(='trust')が、当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='data ecosystem')における「共有価値の創造」(='shared value creation')に対して、「極めて重大な/決定的な/必要不可欠の」(='crucial')であること、を認めて;

「効果的な」(='effective')、かつ、「効率的な」(='efficient')「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')は、「発見可能性/ファインダビリティ」(='findability')、「接近可能性/アクセス可能性/アクセシビリティ」(='accessibility')、「相互運用性/インターオペラビリティ」(='interoperability')、「再利用可能性/リユースビリティ」(='reusability')、並びにデータの正しい「解釈」(='interpretation(s))及び「分析」(='analysis')を、可能とする、「共通のライセンス(の)取決め/コモン・ライセンシング・

アグリーメント」(='common licensing arrangement(s)'), 「標準」(='standard(s)'), 及び「メタデータ」(='metadata')を含む、「機械可読性」(='machine-readability')及び「相互運用性を有する/相互運用可能な」(='interoperable')「仕様」(='specification(s)')に、しばしば、依存すること、そして、「標準設定」(='standard-setting')「組織/機関/団体」(='organization(s)')及び産業(の)「連合体/共同体/コンソーシアム」(='consortium' or 'consortia')は、「オープン・ソース」(='open source')と同様に、これらの「相互運用性を有する/相互運用可能な」(='interoperable')「仕様」(='specification(s)')の当該発展及び採択において、ある「決定的な/重大な/重要な」(='critical')役割を果たすこと、を認めて;

「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')は、「条件付き」(='conditioned')データへのアクセス及び「オープン・データ」(='open data')(の)「取決め」(='arrangement(s)')の多岐に渡る形態をカバーして、「データ(の)開放性」(='data openness')の異なる程度のある「連続(体)/徐々の変化」(='continuum(s)')に渡って/中に、陥り得ること、そして、また、この「連続(体)/徐々の変化」(='continuum(s)')は、「公共の利益」(='public interest')の情報に対する「市民」(='citizen(s)')及び他のものの当該権利を含む、全ての「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')の「権利」(='right(s)'), 「利益」(='interest(s)')及び「義務」(='obligation(s)')を考慮する一方で、価値が、創出されることを、可能とすること、を認めて;

「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')への投資は、他の「データに関連する」(='data-related')活動と同様に、当該「民間」(='private')及び「公共」(='public')(の)「部門」(='sector(s)')の中であれ、又は(それら)の間であれ、当該長い期間に渡る、ある多岐に渡る異なる「事業/ビジネス」(='business(es)')及び「財務の/金融上の」(='financial')モデルによって、維持され得ること、を認めて;

データの「商業化」(='commercialisation')及び「契約の自由」(='freedom of contract')を含む「市場ベースの/市場に基づく」(='market-based')アプローチは、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')に投資すること、並びに関連する投資のために、不可欠であるが、しかし、データのための要求を完全に充足する、これらのアプローチの能力に対する「費用/コスト」(='cost(s)'), 「危険/リスク」(='risk(s)'), 及び「限界」(='limitation(s)')が、存在し得ること、を認めて;

「無料」(='free of charge')又は「普及/宣伝」(='dissemination')の「限界費用」(='marginal cost')を含む、可能な最低の費用/コストで提供される「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')は、「データ保有者/データ・ホルダー」(='data holder(s)')が、独立して獲得することが出来得る当該価値を越えて、社会のために価値を創出し得ること、を認めて;

進化する/発展する「機会」(='opportunity(-ies)')及び「課題/難問/難題」(='challenge(s)')という状況の中で、責任を有する「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')のある「首尾一貫した/整合性を有する」(='consistent')文化の当該促進、並びに当該「民間」(='private')及び「公共」(='public')(の)「部門」(='sector(s)')におけるものを含む、社会に渡って/中に、責任を有する「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')のために、必要な当該法的及び技術的な、「技術/技能」(='skill(s)')及び「能力/性能」(='capability(-ies)')を、更に進める必要があるが、存在すること、を認めて;

当該「民間部門」(='private sector(s)')によって、保有される、「財産的価値を有する」(='proprietary')(データ)及び「個人データ/パーソナル・データ」(='personal data')への政府(の)アクセスを含む「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')は、その様な取決めにおいて、考慮される必要がある特定の国家の及び国際的な法的枠組みによって、統治/支配/管理される活動を含み得ること、を認めて;

「個人データ/パーソナル・データ」(='personal data')、「研究データ」(='research data')、「公共部門」(='public sector(s)')(の)データを含む全ての形態のデータへのアクセス及び共有を増大させることに対する「政策的アプローチ」(='policy approach(-es)')に渡って/中に、より大きな「(首尾)一貫性」(='coherence')のための当該必要、並びに「一般原則」(='general principle(s)')及び「政策的指針」(='policy guidance')の当該発展が、その様な(首尾)一貫性を支援する(であろう)こと、を認めて;

「デジタル経済政策委員会」(=' the Committee on Digital Economy Policy' /以下「CDEP」)、 「科学及び技術政策委員会」(=' the Committee for Scientific and Technological Policy' /以下「CSTP」)、 及び「公共統治委員会/公共ガバナンス委員会」(=' the Public Governance Committee' /以下「PGC」)の当該提案に基づいて:

I. この勧告の当該目的は、「個人」(='individual(s)')及び「組織/機関/団体」(='organization(s)')の「権利」(='right(s)')を保護し、そして、他の「合法的/正当な/適法な」(='legitimate')「利益」(='interest(s)')及び「目的」(='objective(s)')を考慮する一方で、如何に政府が、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')を、増大することの当該利益を、最大化し得るか、に関する「一般原則」(='general principle(s)')及び「政策的指針」(='policy guidance')を、述べること、であること、を合意する。

これらの「一般原則」(='general principle(s)')及び「政策的指針」(='policy guidance')は、まず、第1に、デジタル(の)「形式/方法/フォーマット」(='format(s)')におけるデータを狙う/目標とする。

II. この勧告の目的のために、以下の定義が、使用されること、を合意する:

- 「データ」(='Data')は、「文字列/テキスト」(='text(s)')、「画像」(='image(s)')、「音声」(='sound(s)')、及び「動画像/ビデオ」(='video(s)')を含む、「構造化される」(='structured')又は「構造化されない」(='unstructured')「形式/方法/フォーマット」(='format(s)')において、記録された情報を云う。
- 「データ・アクセス」(='Data access')又は「データへのアクセス」(='access to data')は、「適用可能な」(='applicable')「技術的」(='technical')、「財務の/金融上の」(='financial')、「法的な」(='legal')、又は「組織的な/組織の」(='organisational')、アクセス(の)要求に服して、その潜在的な利用のために、データを、「質問する/問い合わせ[クエリー]を行う」(='querying')又は「取り戻す/回復する」(='retrieving')という当該行為を云う。
- 「データ共有/データ・シェアリング」(='Data sharing')又は「データの共有」(='sharing of data')は、「適用可能な」(='applicable')、「技術的」(='technical')、「財務の/金融上の」(='financial')、「法的な」(='legal')、又は「組織的な/組織の」(='organisational')、利用(の)要求に服して、他のものによる利用のために、「データ・アクセス」(='data access')を提供するという当該行為を云う。
- 「データ・アクセス及び共有(の)取決め」(='Data access and sharing arrangements')は、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')の当該「条件」(='condition(s)')を決定するために定められる「制度上の」(='institutional')、「規制上の」(='regulatory')、「政策(の)」(='policy')、「法的な」(='legal')、及び「契約上の」(='contractual')、枠組みを云う。
- 「データ(の)価値の循環/データ・バリュー・サイクル」(='Data value cycle')は、データ(の)、「創出」(='creation')、「収集」(='collection')、「検証/証明/妥当性確認」(='validation')、「検証/立証/確認」(='verification')、「保管」(='storage')、「必要な情報の数多くの情報源からの収集/整理/要約/公開[共有]」(='curation')、「豊かなものとする」(='enrichment')、「処理/加工/プロセッシング」(='processing')及び「分析」(='analysis')、「アクセス」(='access')及び「共有」(='sharing')、並びに「削除」(='deletion')を含む、それを通じて、データと共に価値が、創出される、データに関連する「過程/プロセス」(='process(es)')を云う。
- 「オープン・データ(の)取決め」(='Open data arrangements')は、そこにおいて、データが、「機械可読」(='machine readable')であり、そして、「誠実性/完全性/インテグリティ」(='integrity')、「起源/出所」(='provenance')、「帰属/属性」(='attribution')、及び「開放性」(='openness')を維持する要求に、せいぜいに服するのみで、無料で、「アクセスされ」(='accessed')及び「共有され」(='shared')、そして、

如何なるものによって、如何なる目的のために利用され得る、「非差別的な」(='non-discriminatory')「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')を云う。

- 「非差別的なデータ・アクセス及び共有(の)取決め」(=' Non-discriminatory data access and sharing arrangements')は、そこにおいて、当該データの「利用者/ユーザー」(='user(s)')の「同一性/本人(性)/アイデンティティ」(='identity(-ies)')と無関係の/から独立した条件に基づいて、データが、無料で又は有料で、「アクセスされ」(='accessed')及び「共有され」(='shared')得る、ある特定の種類の「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')を云う。
- 「条件付きデータ・アクセス及び共有(の)取決め」(=' Conditioned data access and sharing arrangements')は、当該データへのアクセスを許可された当該に対する制限(「差別的取決め」(='discriminatory arrangements')),当該データが、利用され得る当該目的を含む、データ(の)利用のための条件、及びそれを通じて、データ・アクセスが、付与される、「データ・アクセス制御(の)仕組み/データ・アクセス・コントロール・メカニズム」(='data access control mechanism(s)')に関する要求を含み得る条件に服して、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')を許す「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')を云う。
- 「データ・アクセス制御(の)仕組み/データ・アクセス・コントロール・メカニズム」(=' Data access control mechanisms')は、「組織的な/組織の」(='organisational')境界の内的に、及び(その境界)を越えて、「個人情報主体」(='data subject(s)')を含む承認された「利用者/ユーザー」(='user(s)')による、「安全な」(='safe')、かつ、「確実な」(='secure')データへのアクセスを可能とし、「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')の当該「権利」(='right(s)')及び「利益」(='interest(s)')を保護し、並びに「適用可能の」(='applicable')「法的な」(='legal')及び「規制上の」(='regulatory')枠組みを遵守する、「技術的」(='technical')及び「組織的な/組織の」(='organisational')「措置/方法/手段」(='measure(s)')を云う。
- 「データ保有者/データ・ホルダー」(=' Data holders')は、その様なデータが、その組織/機関/団体若しくは個人によって、又はそれらのためにある「代理人」(='agent(s)')によって、「管理/運営される」(='managed')か否かに関わらず、「適用可能の」(='applicable')「法」(='law(s)')又は「規制」(='regulation(s)')に従って、それらの「制御」(='control(s)')の下にある、データへのアクセス又は共有を付与することを決定する権限を有する組織/機関/団体又は個人を云う。
- 「データ生産者/データ・プロデューサー」(=' Data producers')は、それらの社会的な及び経済的な活動のある「副産物」(='by-product(s)')として、(行うもの)を含めて、データを、「創出する」(='create')、「共同で創出する」(='co-create')、「生み出す」(='generate')、又は「共同で生み出す」(='co-generate')

組織/機関/団体又は個人であって、そして、したがって、ある「主要な/第1の/第1次的な」(='primary')「データの源/データ・ソース」(='data source(s)')とみなし得るものを云う。

- 「データ仲介者/データ・インターメディアリィー」(='Data intermediaries')は、「商業(上)の」(='commercial')又は「非商業(上)の」(='non-commercial')「合意」(='agreement(s)')の下で、「データ保有者/データ・ホルダー」(='data holder(s)'),「データ生産者/データ・プロデューサー」(='data producer(s)'),及び/又は「利用者/ユーザー」(='user(s)')の間の「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')を容易にする「サービス提供者/サービス・プロバイダー」(='service provider(s)')を云う。

「データ保有者/データ・ホルダー」(='data holder(s)')及び「信頼される」(='trusted')第三者は、「データ仲介者/データ・インターメディアリィー」(='data intermediary(-ies)')として行動し得る。

- 「個人データ/パーソナル・データ」(='Personal data')は、ある「特定される」(='identified')又は「特定可能な」(='identifiable')個人(「個人情報主体」(='data subject(s)'))に関する情報を云う。

- 「メタデータ」(='Metadata')は、当該「主要な/第1の/第1次的な」(='primary')データに関する記録された「構造(上)の/構造的」(='structural')又は「記述的な」(='descriptive')情報を云う。

「メタデータ」(='metadata')は、「個人データ/パーソナル・データ」(='personal data')を含み得る。

- 「データ・エコシステム/データ生態系」(='Data ecosystem')は、それらの異なる役割、責任及び権利、技術、並びに「事業モデル/ビジネス・モデル」(='business model(s)')に従って、関連する「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')に関与する、又は(それらに)影響される、「データ保有者/データ・ホルダー」(='data holder(s)'),「データ生産者/データ・プロデューサー」(='data producer(s)'),「データ仲介者/データ・インターメディアリィー」(='data intermediary(-ies)'),及び「個人情報主体」(='data subject(s)')を含む、異なる関連する「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')の当該「統合」(='integration')及び(それら)の間の「相互作用」(='interaction(s)')を云う。

SECTION 1. 当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='Data Ecosystem')に渡る/中の「信頼」(='Trust')を強化すること

III. この勧告を支持してきた「OECDの加盟国」(='Member(s)')及び「OECDの非加盟国」(='non-Member(s)')以下、当該「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')が、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')を増大するための「政策措置」(='policy measure(s)')の当該「確立」(='establishment')及び「実施/実行/履行」(='implementation')に先行して、かつ、(それら)を通じて、当該「データ・エコ

システム/データ生態系 (= 'data ecosystem') の当該「信頼性」 (= 'trustworthiness') を増大する目的で、より広範な努力と共に、全ての関連する「利害関係者/ステークホルダー」 (= 'stakeholder (s)') に、力を与え、及び「前向きに/積極的に/先を見越して/事前対応的に」 (= 'pro-actively') 「関与させる」 (= 'engage') こと、を勧告する。

特に、「支持者/信奉者」 (= 'Adherent(s)') は、以下を行うべきである:

a) 「信頼」 (= 'trust') を強化するための「データ・アクセス」 (= 'data access') 及び「共有」 (= 'sharing') に関連する、当該「設計」 (= 'design')、**「実施/実行/履行」** (= 'implementation')、及び「データ・ガバナンス」 (= 'data governance') (の) 枠組みの「監視/監督/モニタリング」 (= 'monitoring') の間、「開放された」 (= 'open')、かつ、「包含的な」 (= 'inclusive') 「相談/協議/診察/諮問」 (= 'consultation') (の) 過程において、- 「脆弱な」 (= 'vulnerable')、**「十分には代表されていない」** (= 'underrepresented')、又は「主流から外された」 (= 'marginalised') 「集団/グループ」 (= 'group(s)') を含む- 当該「データ・エコシステム/データ生態系」 (= 'data ecosystem') における関連する「利害関係者/ステークホルダー」 (= 'stakeholder (s)') の「包含的な」 (= 'inclusive') 「代表」 (= 'representation(s)') を促進し、及び(それらに) 関与させる(こと);

b) 当該「公共」 (= 'public') 及び「民間」 (= 'private') 「部門」 (= 'sector(s)') に渡って/中に、及び(それら) の中で、「データ共有/データ・シェアリング」 (= 'data-sharing') が、社会のために追加的な価値を、創出し得る場合には、「官民提携/官民パートナーシップ」 (= 'Public-Private Partnership(s)') / 以下「PPP(s)」) を含む、「競争中立的な」 (= 'competition-neutral') 「データ共有/データ・シェアリング」 (= 'data-sharing') (の) 「パートナーシップ」 (= 'partnership(s)') を奨励する(こと)。

その様に行うことによって、「支持者/信奉者」 (= 'Adherent(s)') は、「利益相反」 (= 'conflicts of interest')、又は政府の「オープン・データ」 (= 'open data') (の) 「取決め」 (= 'arrangement(s)') 若しくは「公共の利益」 (= 'public interest') を徐々に衰えさせること、を回避するために、全ての必要な対策を取るべきである;

c) 「行動準則/実践規範」 (= 'codes of conduct')、**「倫理的な原則」** (= 'ethical principle(s)')、プライバシー及びデータ(の)保護規制を含む、「適用可能な」 (= 'applicable')、「認識される」 (= 'recognised')、及び広く受容された、「技術的」 (= 'technical')、「組織的な/組織の」 (= 'organisational')、及び「法的な」 (= 'legal')、基準及び義務を充足する、当該「データ(の)価値の循環/データ・バリュー・サイクル」 (= 'data value cycle(s)') を通じて、責任を有する「データ・ガバナンス」 (= 'data governance') (の) 実務の当該採択を奨励するために、「データ・アクセス」 (= 'data access') 及び「共有」 (= 'sharing') (の) 「取決め」 (= 'arrangement(s)') の「透明性」 (= 'transparency') を、増大させる(こと)。

「個人データ/パーソナル・データ」 (= 'personal data') が、含まれる場合には、「支持者/信奉者」 (= 'Adherent(s)') は、誰と、それが、共有されるか、如何なる目的のために、そして、如何なる条件の下で、アクセスが、第三者に付与され得るかを含めて、如何なる「個人データ/パーソナル・データ」

(='personal data')が、アクセスされ、及び共有されるかに関して、プライバシー及びデータ保護(の)枠組みと一致[調和]する「透明性」(='transparency')を、確実にするべきである;

d) それらが、貢献してきた又はそれらに関連するデータに対するそれらの「作用/力/活動」(='agency')及び「制御」(='control')を増大させ、そして、それらが、責任を持って、かつ、効果的に、データを認識して、そして、(それら)から価値を生み出すことを可能とする、「信頼される」(='trusted')第三者の様な、適切な「仕組み/メカニズム」(='mechanism(s)')及び「制度」(='institution(s)')を通じて、「個人」(=' individual (s)')、「社会集団」(=' social group (s)')、及び「組織/機関/団体」(=' organization (s)')に力を与える(こと)。

IV. 「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')が、「公共の利益」(='public interest')に存する、特定の「社会的な」(='societal')、「政策(の)」(='policy')、及び「法的な」(='legal')目的を、効果的に、かつ、効率的に充足すること、を確かなものとするために、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')が、「データ・アクセス」(=' data access')及び「共有」(=' sharing')に対する、ある「戦略的な」(=' strategic')「政府全体の」(=' whole-of-government')アプローチを採択すること、を勧告する。

特に、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')は、以下を、行うべきである:

a) 「適用可能の」(='applicable')「法」(='law(s)')及び「規制」(='regulation(s)')を考慮して、その様な目的を獲得することを助ける、「データ・アクセス」(=' data access')及び「共有」(=' sharing')(の)「取決め」(=' arrangement (s)')を、「優先させる」(=' prioritise')(こと)。

その様に行うことによって、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')は、それらの利益、費用/コスト、及び可能な「危険/リスク」(='risk(s)')を考慮して、これらの「取決め」(='arrangement(s)')の当該目的を、明確に定義し、そして、これらの目的に関連するデータを特定するために、「鍵となる」(='key')「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')と協働するべきである;

b) 社会、「公共」(='public')及び「民間」(='private')(の)「部門」(='sector(s)')、並びに「管轄権」(='jurisdiction(s)')の中で、及び(それら)に渡って/中に、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')を育成する目的で、-「分野横断的な」(='cross-cutting')、経済的な、社会的な、文化的な、技術的な、及び法的な「統治/運営/管理/ガバナンス」(='governance')の「争点/論点/問題点」(='issue(s)')を統合する「国家データ戦略」(='national data strategy(-ies)')を含む-「首尾一貫した」(=' coherent')、柔軟な、及び「拡張可能な/拡張性の有る」(=' scalable')「データ・ガバナンス」(=' data governance')(の)枠組みを、採択し、そして、「定期的に」(=' regularly')再考する(こと):

c) 理想的には、政府の最高の水準/レベルにおいて、「複数の利害関係者/マルチ-ステークホルダー」(='multi-stakeholder(s)')の参加を伴うそれらの枠組みの効果的な政策の「調整/協調」(='coordination')及び「実施/実行/履行」(='implementation')を可能とするある戦略的な「政府全体の」(='whole-of-government')アプローチと結合して、「強力な」(='strong')「主導権/統率[指導]力/リーダーシップ」(='leadership')を示すこと; 並びに

d) 全ての関連する独立した「強制/執行」(='enforcement')の「当局」(='authority(-ies)'), 「監督/監視」(='oversight(s)')の「組織体/機関」(='body(-ies)'), 及び「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')の「集団/グループ」(='group(s)')の当該「関与」(='engagement')と共に、当該必要な法的な「確実性」(='certainty')及び保護を提供する一方で、責任を有する「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')を促進し、そして、規制上の革新/イノベーションを可能とする、「技術的に中立な」(='technology-neutral')及び「機敏な」(='agile')法的な及び規制上の環境を、採択すること。

V. 「個人」(='individual(s)')及び「組織/機関/団体」(='organization(s)')の「権利」(='right(s)')を保護し、そして、他の「合法的な/正当な/適法な」(='legitimate')「利益」(='interest(s)')及び「目的」(='objective(s)')を保護する一方で、当該「データ(の)価値の循環/データ・バリュー・サイクル」(='data value cycle(s)')を通じて、「データ・ガバナンス」(='data governance')のための、責任のある文化を、促進し、かつ、可能とするより広い努力と共に、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')が、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')を、増大することの当該利益を最大化を追求すること、を勧告する。

この点に関して、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')は、以下を行うべきである:

a) 「公平性/公正性」(='fairness')、「人間の尊厳」(='human dignity')、「自治/自律/自主性/自治権」(='autonomy')、「自決(権)」(='self-determination')、並びに個人若しくは「社会集団」(='social group(s)')の間の「不当な」(='undue')「予断/偏見/バイアス」(='bias')及び「差別」(='discrimination')に対する当該保護の様な、「倫理的な価値」(='ethical value(s)')及び「規範」(='norm(s)')と同様に、「国家安全保障」(='national security')、「法の強制/執行」(='law enforcement')、プライバシー及びデータ(の)保護、並びに「知的財産権」(='intellectual property right(s)')に関連する利益を含めて、データが、それらの利益を最大化するために可能な限り「開放された」(='open') (もの)として、かつ、「合法的な/正当な/適法な」(='legitimate')、「公的な」(='public')及び「私的な」(='private')「利益」(='interest(s)')を保護するために必要な限り「閉鎖された」(='closed') (もの)とすることを確かなものとする「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')の「取決め」(='arrangement(s)')を奨励すること;

b) 「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')のためのある条件として、これらの「合法的な/正当な/適法な」(='legitimate')、「公的な」(='public')及び「私的な」(='private')「利益」(='interest(s)')を保護するために、必要な及び「比例した/釣り合った/適当な」(='proportionate')対策を取る(こと)。

その様に行うことによって、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')は、プライバシー、「知的財産権」(='intellectual property right(s)'),「競争法」(='competition law(s)'),又は他の権利及び義務の違反の場合には、「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')が、それらの権利(情報に対する権利及び「救済/是正/矯正/不正の除去」(='redress'))を獲得するそれらの権利を含む、「責任」(='responsibility(-ies)'),並びにそれぞれの「責任/義務」(='liability(-ies)'),について、完全に「知識を与えられる」(='informed')ことを確かなものとするために、「努力する/励む」(='strive')べきである;

c) データの当該「秘密性/守秘義務関係」(='confidentiality')、「誠実性/完全性/インテグリティ」(='integrity')、及び「入手可能性」(='availability')を保護するために必要な「措置/方法/手段」(='measure(s)')('データ(の)安全性/データ・セキュリティ」(='data security(-ies)'))を含めて、「利害関係者/ステークホルダー」(=' stakeholder (s)')が、それらの役割に従って、それらが、共有する当該データの当該品質のために、そして、当該「データ(の)価値の循環/データ・バリュー・サイクル」(=' data value cycle (s)')を通じて、「危険/リスク(の)管理(の)措置/方法/手段」(=' risk management measure (s)')の当該「組織的な/体系的な」(=' systematic')「実施/実行/履行」(=' implementation')のために、責任を取ることに於いて、「説明責任を有する」(=' accountable')ことを確かなものとするべきである。

このような趣旨で、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')は、「影響評価」(='impact assessment(s)')及び「監査」(='audit(s)')と同様に、「組織/機関/団体」(='organization(s)')の中の「データ共有/データ・シェアリング」(='data sharing')のための、責任を有する「スチュワードシップ/スチュワードの職務」(='stewardship')、並びに役割及び「データ・ガバナンス」(='data governance')(の)責任を、明確に割り当てる適切な「人的資源」(='human resource(s)')(の)政策の当該採択を促進し、「相談/協議/診察/諮問」(='consultation')(の)仕組み/メカニズムを導入し、並びに「知識/意識/認識(力)」(='awareness')及び「信任/信頼」(='confidence')のある文化を促進し、そして、「不当な」(='undue')「危険/リスク」(='risk(s)')(の)「嫌悪/反対」(='averseness')を回避するべきである:

d) それらを通じて、承認された「利用者/ユーザー」(='user(s)')の間で、ある「安全な」(='safe')、かつ、「確実な」(='secure')やり方で、データが、「アクセスされ」(='accessed')、及び「共有され」(='shared')得る「個人情報主体」(='data subject(s)')及び他の「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')の当該「権利」(='right(s)')及び「利益」(='interest(s)')を保護するための、「法的に拘束力を有する」(='legally binding')及び「履行を強制できる」(='enforceable')義務と結合される、「データ・アクセス制御(の)仕組み/データ・アクセス・コントロール・メカニズム」(='data access control mechanism(s)')及び「プライバ

シー増大技術」(='privacy enhancing technology(-ies)')を含む、「技術的」(='technological')及び「組織的な/組織の」(='organisational')環境及び方法の当該利用を伴う「条件付き」(='conditioned')「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')の当該採択を育成すること。

SECTION 2. データにおける投資を刺激すること、並びに、「データ・アクセス」(='Data Access')及び「共有」(='Sharing')に誘因を与えること

VI. 「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')が、「首尾一貫した」(='coherent')「誘因」(='incentive')(の)「仕組み/メカニズム」(='mechanism(s)')を提供し、そして、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')のための「持続可能な事業モデル/ビジネス・モデル」(='sustainable business model(s)')及び市場の当該発展及び採択を促進する、「首尾一貫した」(='coherent')「誘因」(='incentive')(の)「仕組み/メカニズム」(='mechanism(s)')及び「促進する条件」(='promoting condition(s)')を提供すること、を勧告する。

特に、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')は、以下を行うべきである:

a) 「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')の、データに対する「作用/力/活動」(='agency')及び「制御」(='control')を増大させ、並びに「消費者」(='consumer(s)')、「知的財産」(='intellectual property(-ies)')、並びにプライバシー及び「個人データ/パーソナル・データ」(='personal data')のある適切なレベルの保護を、確かなものとする、「強制/執行」(='enforcement')及び「救済/是正/矯正/不正の除去」(='redress')(の)仕組み/メカニズムを含む、「市場支配」(='market dominance')の可能な「搾取」(='exploitation')に取り組む「健全な」(='sound')「競争政策」(='competition policy(-ies)')及び規制、並びに他の適切な「措置/方法/手段」(='measure(s)')を通じて、データのための「競争市場」(='competitive market(s)')を育成すること;

b) 全ての関連する「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')が、「適用可能の」(='applicable')「法」(='law(s)')及び「規制」(='regulation(s)')について、「確実性」(='certainty')を有することを確かなものとする一方で、法的な「柔軟性」(='flexibility')を、提供する、-任意の「案内/指導/ガイダンス」(='guidance')、「行動準則/実践規範」(='codes of conduct')、並びに「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')のための「雛形/定型書式/テンプレート」(='template(s)')を含む-適切な場合には、「自主又は共同規制」(='self- or co-regulation(s)')(の)「仕組み/メカニズム」(='mechanism(s)')を促進すること;

c) 「オープン・データ」(='open data')(の)「取決め」(='arrangement(s))を含めて、それらの「持続可能性/サステナビリティ」(='sustainability')を確かなものとするために、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')における長期的な投資を、支援すること。

「支持者/信奉者」(='Adherent(s))は、適切な場合には、これらの取決めを支援するために、様々な「構造化される」(='structured')「資金調達/融資/金融」(='financing')及び「収益/収入/歳入」(='revenue')(の)モデルのある結合を、考慮するべきである;

d) 「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s))の当該利益の当該「公平な/公正な」(='fair')「分配」(='distribution')を可能にする、そして、「支持者/信奉者」(='Adherent(s))が、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s))に関与することのために、可能にされ、奨励され、認識され、及び「報いられる/報酬を受ける」(='rewarded')ことを、確かなものとする、適切な「誘因」(='incentive')(の)「仕組み/メカニズム」(='mechanism(s)')を促進すること;

e) 「データ・アクセス」(='data access')、「共有」(='sharing')、及び「利用」(='use')の当該状況、そして、当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='data ecosystem')における全ての関連する「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s))の、当該多岐に渡る役割、「責任」(='responsibility(-ies))及び権利、技術、並びに「事業モデル/ビジネス・モデル」(='business model(s))、を考慮する、「革新/イノベーション」(='innovations')のための政策のある「混合」(='mix')を通じて、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')のための、新たな「事業モデル/ビジネス・モデル」(='business model(s)')及び「応用領域/適用領域」(='application area(s)')の当該「開発」(='development')及び「(規模の)拡大」(='upscaling')を、支持すること。

SECTION 3. 社会に渡って/中に「効果的な」(='effective')、かつ、責任を有する「データ・アクセス」(='data access')、「共有」(='sharing')、及び「利用」(='use')を育成すること

VII. 「支持者/信奉者」(='Adherent(s))が、「信頼」(='trust')を伴う「国境を越える」(='cross-border')「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')のための条件を、更に発展させること、を勧告する。

この様な趣旨で、「支持者/信奉者」(='Adherent(s))は、以下を、行うべきである:

a) 特に、「地球的な/世界的な」(='global')「公共の利益」(='public interest')の目的のために、プライバシー及び「知的財産権」(='intellectual property right(s))の当該保護、並びに「公的な情報」(='public information')にアクセスする当該権利を含む、「基本的権利」(='fundamental right(s))及び「極めて重要

な」(='vital')利益に対する尊重を確かなものとするための当該必要性を考慮して、「国境を越える」(='cross-border')「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')に対する「制限」(='restriction(s)')を評価し、そして、可能な限り最小化すること;

b) 他の何にも増して、当該データの当該「感受性/センシティブティ」(='sensitivity')、「データ・アクセス」(='data access')、「共有」(='sharing')、及び「利用」(='use')の当該目的及び状況、並びに当該データが、保存される当該「管轄権」(='jurisdiction(s)')に関係なく、「説明責任」(='accountability')を、「強制/執行する」(='enforce')ための「措置/方法/手段」(='measure(s)')が、整備されている当該程度、を考慮して、「国境を越える」(='cross-border')「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')を条件付ける「措置/方法/手段」(='measure(s)')が、「非差別的な」(='non-discriminatory')、「透明性を有する」(='transparent')、「必要な」(='necessary')、及び「危険/リスク」(='risk(s)')の当該水準/レベルに「比例した/釣り合った/適当な」(='proportionate')ものであることを確かなものとすること;

c) 「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')の当該「相互運用性/インターオペラビリティ」(='interoperability')及び「相互の承認」(='mutual recognition')だけでなく— 以上で、述べられる様な、信頼を増大する「措置/方法/手段」(='measure(s)')の当該「実施/実行/履行」(='implementation')を通じて、を含めて—「適用可能の」(='applicable')法的な要求及び「世界[国際]標準/グローバル・スタンダード」(='global standard(s)')を考慮して、「管轄権」(='jurisdiction(s)')を越える「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')を育成するやり方に関する継続される「対話」(='dialogue')及び国際的な協力を促進すること。

VIII. 「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')が、適切な場合には、当該「公共」(='public')及び「民間」(='private')(の)「部門」(='sector(s)')の中で、及び(それら)に渡って/中に、を含めて、「組織/機関/団体」(='organisation(s)')に渡って/中に(の)データの当該「発見可能性/ファインダビリティ」(='findability')、「接近可能性/アクセス可能性/アクセシビリティ」(='accessibility')、「相互運用性/インターオペラビリティ」(='interoperability')、及び「再利用可能性/リユーザビリティ」(='reusability')を育成すること、を勧告する。

特に、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')は、以下を、行うべきである:

a) データが、如何なる要求される「メタデータ」(='metadata')、「文書」(='documentation')、「データ・モデル」(='data model(s)')、及び「アルゴリズム」(='algorithm(s)')と共に、「アプリケーション・プログラミング・インタフェース」(='Application Program Interface(s)')以下「API(s)')を含む、適切な「データ・アクセス制御(の)仕組み/データ・アクセス・コントロール・メカニズム」(='data access

control mechanism(s))によって、支援される、ある「透明性を有する」(='transparent')、かつ、「適時の」(='timely')やり方で、提供されることを確かなものとするために、「努力する/励む」(='strive')(こと)；

b) 効果的な、「データ・アクセス」(='data access')、「共有」(='sharing')、及び「利用」(='use')のために、「オープン・ソース」(='open source')(の)「実施/実行/履行」(='implementation')と同様に、データ(の)「形式/方法/フォーマット」(='format(s)')及びモデルのための「共通の標準」(='common standard(s)')を含む、「相互運用性を有する/相互運用可能な」(='interoperable')「仕様」(='specification(s)')の当該発展及び採択を、評価し、そして、可能な場合には何時でも、促進すること。

この様な趣旨で、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')は、関連する「組織/機関/団体」(='organization(s)')による、「開放された」(='open')、「アクセス可能な/接近可能な」(='accessible')、任意の、及び「合意に基づく/合意ベースの/コンセンサス・ベースの」(='consensus-based')努力を促進し、そして、これらの「仕様」(='specification(s)')の当該利益についての「知識/意識/認識(力)」(='awareness')を増大するために、「標準設定」(='standard-setting')「組織/機関/団体」(='organization(s)')を含む、関連する「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')と共に働くべきである。

IX. 「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')が、当該「データ(の)価値の循環/データ・バリュー・サイクル」(='data value cycle(s)')と共に、責任を持って、効率的にデータを利用するための、全ての「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')の当該能力を増大させること、を勧告する。

特に、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')は、以下を、行うべきである：

a) 全ての関連する「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')「集団/グループ」(='group(s)')及び「パートナーシップ」(='partnership(s)')との「対話」(='dialogue')に関与させることによって、当該「データ(の)価値の循環/データ・バリュー・サイクル」(='data value cycle(s)')を通じて、責任を有する「データ・ガバナンス」(='data governance')を奨励するために、「データ・アクセス」(='data access')、「共有」(='sharing')、及び「利用」(='use')の当該利益及び「危険/リスク」(='risk(s)')についての「知識/意識/認識(力)」(='awareness')を、育成すること。

この様な趣旨で、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')は、責任を持って、データへのアクセスすること及び(それを)共有することに対する「障壁」(='barrier(s)')に取り組むことを助ける、そして、データを、責任を持って、「管理/運営する」(='manage')、「アクセスする」(='access')、「共有する」(='share')、及び「利用する」(='use')、個人及び組織/機関/団体の当該能力を増大させる、「データ・アクセス」(='data access')、「共有」(='sharing')、及び「利用」(='use')に関する「グッド・プラクティス/良い実務」(='good practice(s)')を「普及させる」(='disseminate')べきである；

b) 以上で、述べられる様な、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')に対する当該「戦略的アプローチ」(='strategic approach')と整合性を有するあるやり方で、当該「データ(の)価値の循環/データ・バリュー・サイクル」(='data value cycle(s)')を通じて、「データ・アクセス」(='data access')、「共有」(='sharing')、及び「利用」(='use')の当該利益を「動力化/利用する」(='harness')ために、「労働者」(='worker(s)')及び「公務員」(='public servant(s)')によるものを含めて、必要とされる、当該「データに関連する」(='data-related')「技術/技能」(='skill(s)')及び「能力あること/適格性」(='competency(-ies)')の当該開発を促進すること。

これは、「人民/国民/公衆」(='public')の間の「データ・リテラシー」(='data literacy')を促進すること、及び関連する「データ・ガバナンス」(='data governance')(の)「争点/論点/問題点」(='issue(s)')を理解し、そして、彼らの権利を行使する「市民/国民」(='citizen(s)')の能力を増大させること、を含むべきである;

c) 当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='data ecosystem')に渡って/中に、その様な「社会基盤施設/インフラストラクチャー」(='infrastructure(s)')への投資及び(それら)の当該採択に誘因を与えて、そして、「実現[実行]可能な」(='practicable')、かつ、適切な場合には、「官民提携/官民パートナーシップ」(='Public-Private Partnership(s)/以下「PPP(s)」)に「レバレッジ/梘子(の作用)の活用」(='leveraging')を行って、当該「データ(の)価値の循環/データ・バリュー・サイクル」(='data value cycle(s)')を通じて、「デジタル・セキュリティ・リスク(の)管理/デジタル・セキュリティ・リスク・マネージメント」(='digital security risk management')(の)実務を促進することによって、「(相互)接続可能性」(='connectivity')、「保管/保存/記憶」(='storage')、及び「コンピューター(の)利用/コンピューティング」(='computing')のために、を含む、当該「データ(の)価値の循環/データ・バリュー・サイクル」(='data value cycle(s)')と共に、必要とされる、当該「持続可能な」(='sustainable')、「開放された」(='open')、「拡張可能な/拡張性の有る」(='scalable')、「安全な」(='safe')、及び「確実な」(='secure')「基礎的/基本的」(='foundational')「社会基盤施設/インフラストラクチャー」(='infrastructure(s)')へのアクセス及び(それら)の採択を容易にすること。

X. 「データ保有者/データ・ホルダー」(='data holder(s)')、「データ生産者/データ・プロデューサー」(='data producer(s)')、「データ仲介者/データ・インターミディアリー」(='data intermediary(-ies)')、及び他の関連する「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')が、実施/実行/履行される当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='data ecosystem')において、又は適切な場合には、それらの役割に従って、この勧告の当該「実施/実行/履行」(='implementation')を、支持し、及び促進すること、を奨励する。

XI. 当該「事務総長」(='Secretary-General')及び「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')が、全ての「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')及び他の国際的な「組織/機関/団体」(='organisation(s)')に対して、を含めて、この勧告を普及させること、**を請う。**

XII. 「非支持者/非信奉者」(='non-Adherent(s)')が、この勧告を、十分に考慮して、そして、「支持/信奉する」(='adhere to')こと、**を請う。**

XIII. 「デジタル経済政策委員会」(='the Committee on Digital Economy Policy'/以下「CDEP」)、 「科学及び技術政策委員会」(='the Committee for Scientific and Technological Policy'/以下「CSTP」)、及び「公共統治委員会/公共ガバナンス委員会」(='the Public Governance Committee'/以下「PGC」)が、以下を行うこと、**を指導/指示する:**

a) 当該「公共」(='public')及び「民間」(='private')(の)「部門」(='sector(s)')における「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')のための、責任を有する「データ・ガバナンス」(='data governance')に関する「案内/指導/ガイダンス」(='guidance')を含む、この勧告の当該「実施/実行/履行」(='implementation')に関する更なる実質的な「案内/指導/ガイダンス」(='guidance')を発展させ、かつ、反復すること;

b) この勧告の当該「実施/実行/履行」(='implementation')、「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')との及び(それら)の間の「対話」(='dialogue')を育成すること、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')の当該採択に関する当該「証拠ベース/エビデンス・ベース」(='evidence base')を「改善/改良する」(='improve')こと、そして、データ(の)「管理/運営」(='management')及び「制御」(='control')、並びに、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')の当該「相互運用性/インターオペラビリティ」(='interoperability')を含めて、「データ・ガバナンス」(='data governance')に関連する「争点/論点/問題点」(='issue(s)')を、更に「探査する」(='explore')こと、に関する政策及び経験に関する情報を交換することのための、「議論の場/フォーラム」(='forum' or 'fora')として、奉仕すること;そして、

c) その採択に続いてから遅くとも5年までに、そして、それ以後、少なくとも10年毎に、この勧告の当該「実施/実行/履行」(='implementation')、「普及」(='dissemination')、及び「継続する関連(性)」(='continued relevance(s)')に関して、当該理事会に報告すること。

OECDについて

OECDは、「グローバリゼーション/グローバル化/世界化/地球規模化」(='globalisation')の当該「経済的な」(='economic')、「社会的な」(='societal')及び「環境(の)」(='environmental')「課題/難問/難題」(='challenge(s)')に取り組むために、そこで、政府が、共に働くある格別の「議論の場/フォーラム」(='forum')である。

OECDは、また、「企業統治/コーポレート・ガバナンス」(='corporate governance')、「情報経済」(='information economy')及びある「高齢化する人口」(='ageing population')の当該「課題/難問/難題」(='challenge(s)')の様な、新たな発展及び「関心事/懸念事項」(='concern(s)')を理解し、そして、政府が、(それら)に対応することを助ける努力の当該「最前部/最前線/第一線」(='forefront')に位置する。

当該「組織/機関/団体」(='Organisation(s)')は、そこで、政府が、政策(の)経験を比較し、共通の問題に対する解答を追求し、「グッド・プラクティス/良い実務」(='good practice(s)')を特定し、そして、国内的及び国際的な政策を「調整/協調させる」(='co-ordinate')ために働くことを可能とする、ある「環境/状況/背景」(='setting(s)')を、提供する。

「OECD加盟国」(='The OECD Member country(-ies)')は、以下の通りである:

オーストラリア連邦、オーストリア共和国、ベルギー王国、カナダ、チリ共和国、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、エストニア共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、アイルランド、イスラエル国、イタリア共和国、日本国、大韓民国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、メキシコ合衆国、オランダ王国、ニュージーランド、ノルウェー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦、トルコ共和国、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、及びアメリカ合衆国。「欧州連合」(='The European Union'/以下「EU」)は、OECDの当該仕事に、参加する。

OECD(の) 法的文書

1961年のOECDの当該創設以来、その枠組みの中で、約460(の)「実体的な」(='substantive')「法律文書」(='legal instrument(s))が、創出されてきた。

これらは、「OECD(の)法律」(='OECD Act(s)) (すなわち、OECD条約に従って、「OECDの理事会」(='the OECD Council')によって、採択された「決定」(='decision(s))及び「勧告」(='recommendation(s))、並びにOECD(の)枠組みの中で、創出される、他の法的文書(例えば、「宣言」(='declaration(s))、「国際的な」(='international')「合意」(='agreement(s))」を、含む。

全ての「実体的な」(='substantive')OECD(の)「法律文書」(='legal instrument(s))は、「有効で」(='in force')あるか、又は「廃止されている」(='abrogated')に関わらず、当該「オンラインの」(='online')「OECD法律文書一覧」(='Compendium of OECD Legal Instruments')に、掲載される。

これらは、5つの範疇に、示される。

- 「決定」(=' Decision(s)')は、「OECDの理事会」(='(the) Council')によって、採択され、そして、「採択」(='adoption(s))の時点で、「棄権する」(='abstain')ものを除く、全ての「OECDの加盟国」(='Member(s))に対して、「法的に拘束力を有する」(='legally binding')。

それらは、特定の権利及び義務を述べて、そして、「監視/監督/モニタリング」(='monitoring')(の)「仕組み/メカニズム」(='mechanism(s))を、含み得る。

- 「勧告」(=' Recommendation(s)')は、「OECDの理事会」(='(the) Council')によって、採択され、そして、法的に拘束力を有さない。

それらは、それらが、「含む」(='contain')当該原則に対するある「政治的な」(='political')「コミットメント」(='commitment(s))を、「表わす」(='represent')、そして、「支持者/信奉者」(='Adherent(s))が、それらを、「実施/実行/履行する」(='implement')ために、彼らの最善を尽くす(であろう)ことのある「期待」(='expectation(s))を、「必然的に伴う」(='entail')。

- 「実体的成果文書」(=' Substantive Outcome Document(s)')は、あるOECD(の)「組織体/機関」(='body(-ies))ではなく、むしろ当該個々の掲載される「支持者/信奉者」(='Adherent(s))によって、当該「組織/機関/団体」(='Organisation(s))の当該枠組みの中で、ある「大臣(級)の/閣僚(級)の」(='ministerial')、「高位高官の/上層部による」(='high-level')、又は他の「会合/会議」(='meeting(s))の当該成果として、採択される。

それらは、通常、「一般原則」(='general principle(s))又は「長期目標」(='long-term goal(s))を定めて、そして、「厳粛な」(='solemn)特徴を、有する。

- 「国際協定/国際的な取決め」(='International Agreement(s)')は、当該「組織/機関/団体」(='Organisation(s)')の当該枠組みの中で、「(交渉により)取り決められ」(='negotiated')、そして、「締結される」(='concluded')。

それらは、当該当事者に対して、「法的に拘束力を有する」(='legally binding')。

- 「取決め」(='Arrangement(s)')、「了解/合意」(='Understanding(s)')、及び他の(もの): 当該 OECD(の)枠組みの中で、「長年に渡って」(='over time')「公的に支援される輸出信用に関する当該取決め」(='the Arrangement on Officially Supported Export Credits')、「海上輸送原則に関する当該国際的
了解/合意」(='the International Understanding on Maritime Transport Principles')、及び「開発援助委員会」(='the Development Assistance Committee'/以下「DAC」)(の)「勧告」(='recommendation(s)')の様な、幾つかの他の種類の「実体的な」(='substantive')「法律文書」(='legal instrument(s)')が、創出されてきた。

□

[付記]

本稿は、研究題目「持続的な経済成長の促進を可能とするICT利活用のあり方に関する総合的研究」(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)(平成28-令和元年度)(JSPS科研費 15KK0109))に対して交付された、科学研究費補助金の成果の一部を含むものである。

客員研究員として、The University of California, Berkeleyで在外研究を行うことを可能とするために御助力を頂いた、同大学のthe Charles and Louise Travers Department of Political Scienceの学部長であるSteven K. Vogel教授を始めとする全ての方、そして、当該在外研究で貴重な知見を得ることを可能とするために御助力を頂いた全ての方に、謹んで心からの謝意を示したい。

本稿は、研究題目「5G時代における情報通信ネットワーク安全保障のあり方に関する国際研究」に対して支援された、2019年度公益財団法人電気通信普及財団助成(財団設立35周年記念事業)の成果の一部を含むものである。